

●香川県告示第167号

香川県証紙条例施行規則（昭和39年香川県規則第23号）第7条第1項及び第3項の規定により、香川県証紙の売りさばき人から次のとおり所在地及び売りさばき場所の変更の届出があった。

令和7年6月20日

香川県知事 池 田 豊 人

1 変更年月日

令和7年6月18日

2 所在地

変更前 高松市中野町23番2号

変更後 高松市一宮町847番地21

3 名称

一般社団法人香川県猟友会

4 売りさばき場所

変更前 高松市中野町23番2号

変更後 高松市一宮町847番地21